

## 令和元年第7回大竹市教育委員会

令和元年第7回大竹市教育委員会を、令和元年6月28日（金）9時30分から大竹市立玖波小学校1階多目的室において開催した。

### 1 出席及び欠席委員の氏名

教育長	小西啓二	出席
1番	畠中透	出席
2番	新矢佳弘	出席
3番	中田美穂	出席
4番	池田良枝	出席

### 2 出席職員の氏名

(総務学事課長)	真鍋和聡
(総務学事課)	重安千陽
( 〃 )	中川香代子
( 〃 )	瀬川隆司
( 〃 )	丸小真
(生涯学習課長)	柿本剛
(生涯学習課)	安藤好博
( 〃 )	三井佳和
( 〃 )	坂井渉

### 3 会議に付した議案及び議決・可否数等

教育長 小西 啓二 が議事進行。

議事録署名委員の指名 畠中 透

日程第1 会期決定について 本日1日限りと決定。

日程第2 議案第15号 大竹市社会教育委員の委嘱について

#### 事務局説明

大竹市社会教育委員について、委嘱している委員に役職の交代があったので、後任の者を新たに委嘱するものである。

任期は令和元年7月1日から令和3年5月31日までとしている。

#### 主な質疑等

(新矢委員) 交代する理由は何か。

(事務局) 国際ソロプチミスト大竹の会長に委員を委嘱しているが、国際ソロプチミスト大竹は毎年会長が交代しており、それに伴い新たに委員として委嘱するものである。

議案第15号採決 全員が賛成し原案どおり可決

### 日程第3 議案第16号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

#### 事務局説明

平成29年4月1日に委嘱した大竹市青少年問題協議会委員の任期満了に伴い、大竹市附属機関設置に関する条例第3条の規定により、新たに委嘱するものである。

青少年問題協議会については、地方青少年問題協議会法及び大竹市附属機関設置に関する条例に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を検討するための調査、審議及びその施策を適切に実施するために関係機関相互の連絡調整を図ることを目的に設置されている。

大竹市においても毎年度1回委員が集まり、協議会を開催している。昨年度は2月下旬に開催し、補導状況や市内の高等学校を含めた各学校の状況、その他構成する各団体の活動報告を行い、次年度に向けての青少年施策などを協議した。

この度、委嘱を行う委員の任期は令和元年7月1日から令和3年月6月30日の2年間となっていて、内訳は継続する委員15名、新規に委嘱する委員8名の合計23名の委嘱となっている。

#### 主な質疑等

(中田委員) 議案の一覧に記載のある団体の中から委員が選出されているが、推薦を受ける団体は固定化しているのか。新たな団体から推薦を受けて、その団体の方に委員を委嘱するということを検討しているのか教えてもらいたい。

(事務局) これまで従来と同じ団体へ依頼し、推薦のあった方を委員としている。現在対象としていない団体に声を掛けるという方法もあるが、現在は考えていない。

(島中委員) 1年に1回では難しい部分もあると思う。青少年と関わりの強い団体とそうでない団体もあると思うが、団体は多いほうが良いと思う。

(事務局) 会議の内容について今後も検討していきたいと考えている。

議案第16号採決 全員が賛成し原案どおり可決

### 日程第4 議案第17号 大竹市学校医等報酬等支払要領の一部改正について

#### 事務局説明

学校医等の報酬については、本要領に基づき、1年度分の報酬を12月中に支払っていたが、1月以降に退任又は就任した場合の報酬について規定するため、支払期日を3月31日に改正するもの。

また、年度途中で退任又は就任した場合の年額報酬を、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、月額計算により支給する際の端数処理について規定するもの。

併せて、現行の規定では報酬額が年額かどうか定かではないため、年額を明記しようとするもの。

具体的に説明すると、第3条の支払期日について、これまで支払期日を12月3

1日までとし、たとえば平成30年度に委嘱した学校医については、当該年度分の報酬22万4千円、を平成30年12月に支払っていたが、当該年度の1月以降に退任又は就任した場合の報酬の取り扱いが定められていなかった。過去にこのような事例は生じて無いが、適切に報酬の支払いが行えるよう、支払期日を3月末に改正する。

また、年度途中の退任就任した場合の支払額については条例により月額計算を行うが、端数処理について定めが無いため、一部改正に合わせ、端数処理について定めるもの。

#### 主な質疑等

(畠中委員) 大竹市内には歯科の病院が多数あるが、各学校を担当する学校歯科医はどのようにして選ぶのか。学校が担当医を決めるのか、それとも歯科医師会などから推薦を受けて決めるのか。

(事務局) 例年11月から12月にかけて、学校医、学校眼科医、学校耳鼻科医、学校歯科医、学校薬剤師の代表者に次年度の各学校の担当医等の推薦を依頼し、推薦のあった医師等を学校歯科医等として委嘱している。

(新矢委員) 報酬は年額22万4千円となっているが、どのような勤務をしているのか。

(事務局) 学校保健安全法で学校に学校医等を置くことが定められている。具体的な職務は学校保健安全法施行規則で定められていて、学校保健安全計画の立案、学校環境衛生の維持及び改善に関する指導と助言、児童生徒の健康相談、保健相談、疾病の予防措置、感染症及び食中毒の予防措置、校長の求めによる救急措置の指示、学校の保健管理に関する専門的事項に関する指導などを行うとなっている。具体的には、例えばインフルエンザの罹患者が多い場合に学級の閉鎖について判断する際、必ず学校医の意見を聞き、教育委員会事務局と協議して決定している。児童生徒の健康面で何かあれば、学校医に相談するという形になっている。

(新矢委員) 業務に対して22万4千円という報酬が適切なのか教えてもらいたい。

(事務局) 学校医及び学校歯科医は例年春に児童生徒の健康診断に従事しているが、その際の報酬等は支給していない。学校報酬22万4千円、学校薬剤師15万7千円という金額については算出のための数字があり、他の自治体と比べて同等の金額だと認識している。

(新矢委員) 職務も決まっていて、何らかの根拠に基づいて算出された金額の報酬ということであれば、原資が税金であるということを踏まえ、業務に応じた対価として支払われるようお願いしたい。

(事務局) インフルエンザが流行した場合には学校医に相談して意見を求めることができ、歯科医師会は年に2回検診を実施している。学校薬剤師は教室の環境調査を行い、結果に基づいて学校に指示をして環境の改善を図っている。学校の運営にあたって、専門家から意見や指示を

もらうことで、児童生徒の健康安全について、よりよいものとする  
ことができていると考えている。

(中田委員) 先日、子供が学校で内科健診を受けた。その時期に首に痛みがあ  
ったので、テープを貼っていたところ、学校医から「これどうしたの。」  
という声かけがあり、丁寧に診てもらえたという話を子供から聞いた。  
保護者の立場で話をすると、普段気が付かないような小さなことでも  
医師の目で見つけてもらうことで、対処することができ、虫歯一つに  
しても学校での検診が無ければ、気付くことができない場合があるの  
で、ありがたいと思う。

(池田委員) 交通費は報酬額に含まれているのか。

(事務局) 報酬額と別に交通費の支払いについて定めがないので、交通費は  
支払っていない。ただし、春の定期健康診断の際は必要に応じて教育  
委員会事務局で医師等が移動するためのタクシーを手配することが  
あり、その際に必要となるタクシー借り上げ料については、タクシー  
会社へ直接支払いをしている。

(畠中委員) 学校を担当する医師の中に精神科医がいない。事件等が起きた場  
合に心に傷を負った児童生徒等をフォローするために精神科医が特  
別に必要になるのだと思うが、そのような場合の対応はどうなってい  
るか。

精神科医等が必要だと思う。体を診て不調を把握する事も必要だが、  
心の不調も多いと思うので、可能であれば今後は心の不調の事も考  
えてもらいたい。

報酬額の事を考える事も必要だが、心の不調の問題が大きくなる事  
を懸念しているので、傷病等の健康面だけではなく、心の病気の診察  
の実施をしてもらいたい。

(事務局) 学校を担当する精神科医はいないが、スクールカウンセラーが各  
学校に配置されている。突発的な事件が起こった場合、例えば2年前  
に中学校で起こった事例では、生徒の心のケアに緊急性を要した事か  
ら、広島県教育委員会事務局へ報告して協議し、速やかにスクールカ  
ウンセラーを措置して対応した。基本的にスクールカウンセラーが学  
校に在席している日は決まっているので、緊急に必要な場合は別  
途対応し、カウンセリングを実施することになる。

(新矢委員) それは医師なのか。

(事務局) スクールカウンセラーであり、医師ではない。

(事務局) 臨床心理士等である。

(畠中委員) 報酬はないのか。

(教育長) 広島県教育委員会事務局が報酬を支払っている。また、大竹中学  
校にはスクールソーシャルワーカーを配置していて、広島県教育委員  
会事務局が報酬を支払っている。

(新矢委員) スクールソーシャルワーカーは全学校に配置されているのか。

(教育長) 大竹中学校だけである。

- (池田委員) スクールカウンセラーは全部の学校に配置されているのか。
- (事務局) すべての学校に配置されている。
- (新矢委員) そのような状況であれば、過大な心配はしなくてもよいと思う。
- (事務局) 緊急性のある場合は速やかな対応が必要となるため、先ほど話した事例のように対応している。スクールソーシャルワーカーは福祉関係の専門家であり、主に家庭と学校の連携を業務としている。具体的には家庭環境に問題がみられる場合に家庭訪問等をしていて、心の問題はスクールカウンセラーが対応している。
- (新矢委員) 全国規模でみると、実際に精神科医等の専門医師を取り入れている自治体はあるか。
- (事務局) 学校への配置ということで良いか。
- (新矢委員) 学校への配置状況について教えてもらいたい。
- (事務局) 他の自治体の学校への精神科医等の配置の状況は把握していない。現在、様々な心の病気を抱えている児童生徒がいるが、そのような場合はこども相談室と連携して繋げ、そこで相談するなかで病院の受診について勧め、専門医の診察を受けるという形となる。
- (新矢委員) そのような児童生徒にはできるだけ早く対処する事が望ましいと思うので、予算が確保され、学校に精神科の専門医が配置されると良いと思う。
- (教育長) 本市のこども相談室は他の自治体にはない特色の一つであり、ここを拠点にしながら、専門医、医療機関、福祉関係へと繋げ、関係機関と提携してより良い対応を行っている状況であり、十分に要望に応えていきたいと考えている。
- (畠中委員) 先ほど他の委員から意見のあったとおり、心と体の繋がりは切っても切れないものだと思うので、内科医が「これどうしたの。」と配慮する環境はとても良い事だと思う。声をかけられる事を快く思わない児童生徒もいるとは思いますが、内科医はある程度精神的な分野の知識も持ち併せていると思うので、その面を補う事が期待できれば、報酬については特に問題は無いと思う。
- (新矢委員) 報酬額に見合った業務となることを期待している。
- (教育長) 学校医等は学校と十分に連携をして、児童生徒のためとなるよう適切に仕事してもらおう事になる。

議案第17号採決 全員が賛成し原案どおり可決

## 日程第5 議案第18号 学校における働き方改革取組方針の策定について

### 事務局説明

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化等に伴い複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大し、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっている。

国を挙げて働き方改革に向けた動きが加速する中、平成30年2月9日付で、文部科学事務次官通知において、教育委員会が取り組むべき方策として、「業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ等の取組」が求められた。

広島県教育委員会が平成30年7月付で「学校における働き方改革取組方針」を策定し、平成30年度から3年間の期間を定め取り組んでいることに則り、大竹市教育委員会として大竹市立学校の実態をふまえた「学校における働き方改革取組方針」を策定し取り組むものである。

策定における現状と課題では、市内4校を対象に平成30年1月から2月に実施したアンケート調査を行った結果、子供と向き合う時間が確保できていると感じた教員の割合が67.1%であり、一人あたりの月の時間外勤務が80時間を超える学校もあった。

目指す姿と大竹市教育委員会及び大竹市立学校の役割について、この方針に基づき、取組を進めることにより、学習指導要領の改定や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、また、教員の子どもと向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図るとともに、一人一人が健康でやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

期間は今年度から令和3年度の3年間と定め、目標は「子どもと向き合う時間の確保」ができていると感じた教員の割合を、現状の67.1%から80%以上とし、「長時間勤務の縮減」として時間外勤務が月80時間を超える教員が0人となることを目指す。

取組み内容では、学校・教員が本来担うべき業務に専念出来る環境の整備として、1 特別支援教育支援員、読書活動推進員等の配置、2 各種計画・事業・調査・照会等の見直し、3 研修の見直し等、4 教材・指導案等の共有化、5 支援が必要な子供・家庭への対応、6 学校・教員が担う業務の整理、7 家庭・地域との連携の推進について記載している。

部活動指導に係る教員の負担軽減として、1 運動部活動の方針をふまえた学校における活動方針の策定・徹底、2 外部人材を活用した取組、3 外部団体等との連携、4 効果的な練習方法等の研修等の実施を記載している。

学校における組織マネジメントの確立について、1 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進、2 校長会における指導を記載している。

教職員の働き方に対する意識の醸成として、1 学校における勤務時間管理の徹底、2 学校における定時退校日の推進、3 一斉閉庁期間の設定について取り組むことの詳細を記載している。

フォローアップとして、取組みの検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

#### 主な質疑等

(新矢委員) 学校で働く教員は日々の教育や部活等に関して、取組みの方法や今後の方向等について様々な考えがあると思う。このことに関して3年前に、学校の全教員を対象としてアンケートを実施してもらうよう話した事があるが、その後は特に話がでていない。個人が一人で多数の事に取り組んで成果を上げようとするとうまくいかない。例えば同じ学年の教員や普段から交流のある教員が協同又は連携して取り組めば労働意欲が湧くのだと思う。アンケートの手法は匿名で実施する等、様々な方法が考えられるが、より良い方法で教員の様々な意見

を聞き、取り組んで考えていく必要があると思う。教員は様々な事を思案しているのではないかと思う。例えば、意欲の湧かない日や、部活の指導に対して積極的になれない時もあると思うが、仕事だから頑張っているという面があると思う。そういった意味で様々な項目の質問を考え、現場の教員の意見を聞いてもらいたいと考えている。

(池田委員) 取組方針を策定するにあたり、業務改善モデル校に指定された市内4校で実施したアンケート調査の結果の「子供と向き合う時間が確保できていると感じる」の67.1%を記述しているが、この67.1%の中にモデル校になってない学校の教員の意見は入っていないと思う。先ほどの意見と同じ思いがあり、全体の意見を集計した場合にこの結果が何%になるのかわからない面がある中、この数字を基に目標値の80%以上が設定されているのではないかと考えている。業務改善を行うにあたり、業務改善モデル校に指定された学校は指定校であることを意識してアンケートの回答をした結果だと思うので、指定されていない学校の実態を踏まえたうえで目標を設定する必要があると思うが、事務局の考えはどうか。

(事務局) 市内4校が業務改善のモデル校という事であり、以前は教務事務支援員と言う名称だったが、今はスクール・サポート・スタッフという支援員を配置している。業務内容は教育活動に関わらない業務、必ずしも教員が行う必要の無い業務、例えば印刷業務、金融機関等での各種支払い、その他の支払い業務を行っている。特に印刷業務では授業で使用するプリントの印刷もあるが、学校全体に配布するプリントは枚数も多く、その他の仕分け等の作業量も多く、助かっているのが現状である。スクール・サポート・スタッフが配置された場合、学校は業務改善にも取り組む必要があり、そのために会議を実施することになる。そのような面では逆に業務が増す部分もあるが、それらを実践する学校としてモデル校というのが指定されている。

実施したアンケート調査は全学校ではなく、代表としてのアンケートとなっているので、一人一人の全ての意見とはならないが、教員代表の意見として扱い、学校の現状としている。全ての教員、一人一人に対する調査を行っていないのが現状ではあるが、実施したアンケート調査の項目は「子供と向き合う時間が確保できていると感じる」以外にも例えば管理職からの声かけ等、多数の項目があるが、中にはアンケート自体が負担であるという意見があった。様々な事情を勘案した結果であるが、趣旨としては、負担軽減というよりも総じて教育活動に専念できる環境を作ることが重要だと考えている。中学校の部活にしても負担を感じている教員もいると思うが、大竹の中学校の教員でいえば、あまり負担感というのは少ないのではないかという印象を受けている。実際には不明な部分もあるが、肉体的な負担はあると思う。集金や経費の振り込みといった業務、印刷業務等の負担を軽減し、教育活動に専念できる環境を整えてほしいという思いがあるのだと感

じている。委員から学年や学校で組織を挙げて実施していく必要があるのではないかという意見をいただいたが、「管理職に相談しやすいか」、「同僚に相談しやすい雰囲気はありますか」等の質問項目もあり、年に3回実施している。回答する時期が繁忙期の場合もあり、一概に言えない部分もあるが、アンケートの結果をみると、学期を追うごとに改善されていく学校もあれば特に変化のない学校、肯定的な回答が少なくなる学校もあり、モデル校の実態を踏まえて取組を行っていきたいと考えている。以前、教育委員会議でも話したところではあるが、モデル校以外の事は把握していないということではなく、モデル校以外の学校に対しても、勤務時間終了後や勤務時間開始前等に時間外勤務を行っている教員の状況、教員の日々の仕事の状況など、そういったことはアンケート実施以外の部分で聞き取りをして取り組みに生かすようにしている。

(新矢委員) アンケート調査の内容がわからない部分もある。我々の場合でいえば飲食に誘い、席を共にする事で、仲間と士気を高めるという事がある。不明な部分もあるが、最近は教職員が個人で業務を行い、仲間と共同・連携して実施しようという傾向が少なくなっているのではないかという思いがある。学校と民間の会社では違う部分があるのかもしれないが、気軽に声を掛け合える状況が欲しいと思う。校長、教頭を含め、様々な不満があるのではないかと思う。アンケートに記名して回答することは難しい部分があると思うので、匿名にする等して積極的に意見を聞き、教育委員会事務局で検討してもらいたいと思う。

(教育長) 働き方改革の本質は教員が元気でないと児童生徒も元気にならず、教育活動もうまくいかないという事だと思う。教員が多忙化することで疲弊して、その状態で児童生徒に関わると良い結果に繋がらないと思う。

(新矢委員) 教員も人間なので、どこかで休息が必要なのだと思う。様々な部分で先生が本当に働きやすく、楽しい教員でいてほしい。

(池田委員) 話を聞く中で、教員一人一人、管理職も含めて余裕があると様々な事ができる。飲食の席を共にすることが無くても、例えば大規模な会議を実施する時や、難しい保護者対応を行う際に話をすることが、時間的な余裕や心に余裕があると出来ると思う。そうなる雰囲気も良くなり、良い循環になると思う。アンケート調査を実施するにあたり、アンケート調査業務を手伝ってくれる支援員がいるというのはとても大きなことだと思う。教員が教育活動に専念できる環境の整備を望んでいる事はまさにそういう事だと思う。雑用と言う表現は適切ではないかもしれないが、児童生徒に直接関わらない部分の業務を誰かがしてくれると、児童生徒に関わることでできる時間を多く確保することができる。教員は皆、児童生徒と関わりたいと思っているので、関わる時間が増えれば、心も充実し、余裕を持って子どもたちに接することもできると思う。やはりスクール・サポート・スタッフが配置

されている事はとても大きな事だと思うので、どのような形でも良いので全学校に配置できればという思いがある。現在のモデル校は広島県教育委員会の指定事業だと思うが、大竹市の教育委員会で何かできる事がないかという思いがあるが、どうだろうか。

(畠中委員) 校長先生や管理職の教職員は、例えば出勤時間が早い教職員や退校時間の遅い教職員に長時間労働とならないよう、命令はしないのか。

(池田委員) 命令はできないが、校長等はかなり声掛けをしている。特に働き方改革が言われる前、様々な事件があったので、校長先生も教頭先生も必ず声掛けをしていると思う。

(畠中委員) サービス残業にならないよう、例えば勤務する時間を決めるとかが必要だと思う。先日、市町の集まりがあり、やはり働き方改革の話が出た。現在、パソコンで出退勤管理を行っているという事だが、サービス残業になるという懸念もあり、タイムカードを使用する取り組みの話もあったが、実際に対応する方法について話した際、校長や管理職が声をかけるのが大切ではないかという話になった。校長や管理職に命令する権利が無く、命令できない状況だと思うが、管理職等が積極的に言わないと、同僚の教員が隣席の教員に早く帰るよう促す事は難しいと思うので、校長等に権限を与える必要があるのではないかとこの意見があった。

(池田委員) 多くの教員は管理職等から声をかけられた場合、帰りたくないという思いは無いはずだが、帰ることでやるべき仕事が残りに、それがストレスになるという面もあり、残って仕事をする方がストレスを感じない、溜まらないという職員もいる。とても難しいところである。

(畠中委員) しかし、教員も教育委員会事務局の職員もそうだが、残業した方が次の日に楽だという面があるのだと思う。大変だとは思いますが、個人で仕事を抱えているので、個人で改善する事は難しいところだが、そこを変えていく必要があると思う。

(池田委員) 内容の面では、学校と管理職の役割を分けたものとなっているので、教育委員会としてもできる事を考える必要があるのではないかとと思う。現在、広島県教育委員会では支援員を配置してもらい、広島県としての働き方改革の具体的な手法として、業務及び会議を減らす等、様々な事を聞いているが、大竹市の教育委員会として良い方法を話し合いたいという希望がある。

(中田委員) 今までの話を聞くと、あらゆる面で人材の確保が重要だと思う。スクール・サポート・スタッフが現状で何名いるのか、一校に一名なのか、それとも複数いるのか不明だが、スクール・サポート・スタッフが各校に複数名いれば、教員の負担は必ず減るはずであり、負担を減らすことのできた事で児童生徒に関われる時間が増え、それ以外の様々な教員にしかできない、業務を行う時間が確保できると思う。「子供と向き合う時間が確保できていると感じる」の回答80%を目標として取り組むのであれば、スクール・サポート・スタッフを増やす事

が必要になると思う。予算的な課題もあると思うが、人員の適切な配置を行わないと80%を達成する事は非常に難しいと思う。教員には事務処理以外に各家庭との連絡等の仕事もあり、場合によっては遅い時間になる事もあるかもしれないが、電話連絡をしてもらえることで保護者が安心できる事もあるので、教員だけでなく、スクールカウンセラー等が連携して関わってくれることで、教員の負担も減っていくと思う。方針を策定するだけでなく、ほんの小さな事からでもアクションを起こし、実際に動いていかないと働き方改革は実現しないのではないかと思う。

(教育長) 毎年PDCA(計画・実行・評価・改善)を実施し、具体的に行動していく必要があると考えている。

(事務局) その日の内に仕事が終わらない場合もある。生徒指導、保護者対応等、通常業務では無い仕事は場合によっては翌日に行うという事はできず、勤務時間外に行う事が必要となるため、決められた勤務時間が終了しても帰宅できないという実情がある。

仕事が減るか、人が増えるしか、根本的な解決は無い。現在、学習指導要領が改定され、学習内容が増大しているが、教職員の数は現状のままなので、実際に教育委員会としても、広島県教育委員会が費用負担するスクール・サポート・スタッフを配置してもらっている。現状では玖波小・中学校には配置されていないが、最初はモデル校として大竹市内で一番大きな大竹中学校だけに配置され、徐々に拡大されて現在4校への配置となっている。当初は広島県教育委員会での配置は2年間で終了する予定で、その後は各自自治体が予算を確保して配置するという話だったが、引き続き広島県教育委員会による配置を要望したところ、他の自治体からも同様に要望があったようで、継続されている状況であり、今後も引き続き要望して行く。市が費用負担して配置している人員は、例えば中学校の教科の教員がいる。これは、広島県教育委員会の費用負担による配置が不十分な教科で、一人の教員が20時間授業を受け持つと非常に厳しい状況となる場合があり、大竹市が費用負担して非常勤講師を配置しているものである。また、学級支援員、特別支援教育支援員等、読書活動推進員を配置しており、読書活動推進員は図書室の整理、図書室のアピール、図書室を円滑に利用できる環境作り等、学校運営の中で大切な業務を行っていて、大竹市の小・中学校に学校種毎に各一人を配置している。その他、部活動の外部指導者については、教育委員会が認めた者に無償という形をお願いしている。以上の人員配置は今後も継続したいと考えている。実際に市の教育委員会が行う研修会も昨年に比べて6回減らしており、今後も業務を精選して行きたい。業務改善は、人員を確保して負担を減らすか、又は、実施する業務を精査する事で大きな改善効果が得られるものと考えている。その他、仕事の手法を見直すという改善方法があり、例えば報告書の簡略化や、指導要録のデジタル化、教員

は毎週、週案という1週間の学習計画を作っているが、その内容を簡素化するという方法もある。例えば、計画の内容を授業の単元名までとして、従来記入していた時間毎の目標を省略するという方法での改善を実施している。理想は、人員配置を増やし、業務量を減らす事であるが、難しい部分もあるため、そこを目指しながら、改善効果が高いものを考え続けなければいけないと考えている。

(教育長) 働き方改革については、教育委員会事務局で全体的な課題と考えているので、様々な意見を聞きながら、令和3年度に80%以上という目標値を達成できるよう、改善及び取組を行いたいと考えている。

議案第18号採決 全員が賛成し原案どおり可決

#### 日程第6 報告第26号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について

##### 事務局説明

大竹市給食センター設置条例第4条の規定に基づく大竹市給食センター運営委員会委員について、委嘱している委員11名のうち役職の交代があったので、後任の者2名を前任者の残任期間について委嘱するものである。

この度委嘱するのはPTA関係の役職の交代に伴うもので、大竹市PTA連合会会長、大竹小学校PTA副会長の2名を委嘱し、任期は令和元年6月1日から令和2年6月30日までとなっている。

##### 主な質疑等

質疑無し

報告第26号 報告のとおり承認

#### 日程第7 報告第27号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

##### 事務局説明

令和元年6月大竹市議会定例会(第2回)に提出した次の議案の作成について、大竹市長から意見を求められたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものである。

提出した議案は令和元年度大竹市一般会計補正予算(第1号)であり、この議案については令和元年6月17日開催の市議会で議決を得ている。具体的な内容は歳入歳出の補正予算であり、玖波公民館で行う講座で使用するプロジェクターを玖波財産区からの助成を受けて整備するものである。歳入として玖波財産区からの収入130千円、歳出として地区公民館費・玖波公民館管理事業・備品購入費・諸備品の費目に130千円を計上している。

主な質疑等  
質疑無し

報告第27号 報告のとおり承認

教育長（小西 啓二）

以上をもって本日の議事日程をすべて終了したことを告げ、閉会を宣言した。

10時30分散会